



行政の焦点



トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され（昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作による特別教育」）が義務付けられます。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の運転者に対する特別教育が拡大されます。
- ② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます。
- ③ 昇降設備が設置された場合の規則が改正されます。

厚生労働省・都道府県分担局・労働基準監督署

リーフレット

「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」



◎ 保険について
（安衛則第151条の74）

○ 保険について
（安衛則第151条の74）

○ 保険について
（安衛則第151条の74）

トラック輸送は、道路貨物運送業者を中心には、製造業や建設業、第三次産業などの事業者でも広く行われていますが、これに伴う荷役作業の際に墜落・転落などの労働災害が多発していることから、トラックの荷役作業

に従事する労働者の安全確保のため、労働安全衛生規則（以下、「安衛則」と表記します）が改正されました。

なお、今回の改正は、規模・業種に関係なく、労働者にトラックでの荷役作業を行わせている全

（安衛則第151条の67）
○ 昇降設備について
（安衛則第151条の67）
○ 荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されました。

○ 保険について
（安衛則第151条の74）

○ 保険について
（安衛則第151条の74）

ての事業者が対象となります。

【主な改正内容】（※）

（1）昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

【令和5年10月1日施行】

帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されました。

（1）最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されるもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

（2）テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

（安衛則第36条第5号の4及び安全衛生特別教育規程第7条の4関係）
【令和6年2月1日施行】

なお、最大積載量が2トン未満であっても墜落、転落の危険のある作業については、墜落時保護用の保護帽を着用するよう努めてください。

トラックでの荷役作業時ににおける安全対策が強化されました



る必要があります。

(3) 運転位置から離れる場合の措置が一部改正
(安衛則第151条の11関係)

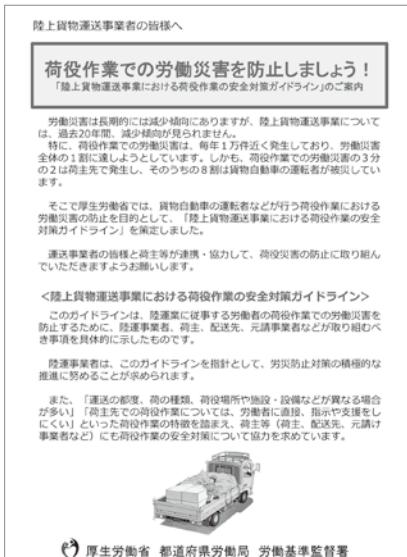
【令和5年10月1日施行】

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置について、引き続き義務付けられることになります。

※ 詳細は、厚生労働省ホームページ「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」リーフレット等をご確認ください。

また、厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を公表しております。併せてご確認ください。

れることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。



リーフレット

「陸上貨物運送事業における
荷役作業の安全対策ガイドライン」



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

主催 愛知労働局

安全経営あいち 推進大会2023

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにつき。

令和6年1月23日(火) 13:30~16:00 (※YouTubeによる同時配信も実施します)
Niterra日本特殊陶業市民会館 フォレストホール (名古屋市中区金山一丁目5番1号)

■プロローグ ■主催者あいさつ

■基調講演 「安全経営あいち®」マネジメントに活きるリスクアセスメント

愛知労働局労働基準部 濱田勉安全課長

■パネルディスカッション「リスクアセスメントを通じた『つながり』を考える」

コメンテーター ○トヨタ自動車(株)安全健康推進部 田畠英雄樹プロフェッショナルパートナー
○清水建設株名古屋支店 丸山哲安全環境部長 ○(社福)西春日井福祉会 河村政彦総務課長
コーディネーター 愛知労働局 濱田勉安全課長 キャスト 劇団あいち安全経営本舗

■大会宣言 ■エピローグ

お申し込みは、Webのみ。申込期限：令和6年1月16日
(ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります)

お問い合わせ：愛知労働局 安全課 ☎052-972-0255

